

薬食発1215第2号
平成22年12月15日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市市長〕 殿
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成22年政令第242号）（官報第5458号（平成22年12月15日））及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第125号）（官報第5458号（平成22年12月15日））が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長宛に発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

1 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 3 - アミノメチル - 3, 5, 5 - トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤
- (2) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
- (3) 1, 3 - ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 4 - [6 - (アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ] - 4' - シアノピフエニル及びこれを含有する製剤
- (2) アセトニトリル40%以下を含有する製剤
- (3) N - [(RS) - シアノ(チオフエン - 2 - イル)メチル] - 4 - エチル - 2 - (エチルアミノ) - 1, 3 - チアゾール - 5 - カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤
- (4) 4 - シアノ - 3 - フルオロフエニル = 4 - [(3E) - ペンタ - 3 - エン - 1 - イル]ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (5) 2 - シアノ - N - メチル - 2 - [3 - (2, 4, 6 - トリオキソテトラヒドロピリミジン - 5 (2H) - イリデン) - 2, 3 - ジヒドロ - 1H - イソイ

ンドール - 1 - イリデン]アセトアミド(別名ピグメントイエロー185)及びこれを含有する製剤

- (6) 4 - [トランス - 4 - [2 - (トランス - 4 - ブチルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 4 - [トランス - 4 - [2 - (トランス - 4 - プロピルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成22年12月31日から施行することとしたこと。ただし、第1の2の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

4 経過措置等

新たに劇物に指定された第1の1に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、平成22年12月31日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成23年3月31日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成23年3月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるため、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したと。

1, 3 - ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したと。

N - [(RS) - シアノ(チオフェン - 2 - イル)メチル] - 4 - エチル - 2 - (エチルアミノ) - 1, 3 - チアゾール - 5 - カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成22年12月31日から施行することとしたこと。ただし、第2の2の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。